



ダウンロードはこちらから(福岡県警ホームページ)

●性犯罪に注意! みまもつちアプリを活用し、自

●自転車盗に注意! 自転車には必ず鍵をかけま

●交通事故に注意! 夕暮れ時の車の運転は、早めに

令和7年2月の須恵町交通事故発生件数

15件

1 自転車盗 4件

2 万引き 2件

令和7年2月の身近な犯罪発生件数

6件

警察署だより



粕屋警察署

申込方法 次のものを粕屋南部消防組

受講料 5000円

申込期間 5月7日(水)~20日(火)

定員 50人程度

対象者 志免町・宇美町・須恵町・粕

屋町・篠栗町・久山町にお住

まいの人または事業所で防

火管理者に選任される予定

の(1)事業所につき1人

※定員になり次第締め切り

ます。

第1回甲種防火管理

新規講習 受講案内

開催日 5月27日(火)・28日(水)の

2日間

場所 粕屋南部消防組合消防本部

4階 研修室(志免町大字田

富170)

1 講習申込用紙(粕屋南部

消防署・粕屋中部消防署

にあります。ホームページ

からもダウンロード

できます。

2 受講料

写真1枚

(縦3cm×横2.5cm)

※写真は6か月以内に

撮影された正面、無

帽(宗教上または医療

上の理由がある場合

を除く)、無背景の上

半身像で、裏面に氏名

を記入してください。

4 本人確認ができるもの

(運転免許証・マイナン

バーカードなどの提示)

5 (講習科目の一部を免除

される人のみ)修了証な

どの写し

(消防設備点検資格者免

状取得者、自衛消防業

務講習修了者)



公式ホームページ

9355・6389

粕屋南部消防組合消防

本部 予防課 指導係

9355・1111

須恵町商工会

購入を希望する人へ

今年の商品券も、キャッシュ

レス化を進める国や県の方針に

よりスマートフォン決済とな

ります。7月に購入募集を

行う予定です。

※詳細は広報すえ令和7年7月

号でお知らせします。

※詳しくは須恵町商工会へお問

い合わせください。

商工会だより



須恵町商工会

すえPAY(商品券)取り

扱い加盟店を募集します

毎年、ご好評いただいている

「すえPAY」を、今年度も販売

します。それに先立ち、商品

券が使えるお店(取り扱い加盟

店)を募集します。

今年も商品券は「スマート

フォンでの決済」となります。

加盟店は専用の機材がなくても

決済できる仕組みとなっております。

ぜひお気軽にお申し込

みください。

※詳しくは須恵町商工会へお問

い合わせください。

事業の種類	負担者				1+2 雇用保険料率
	①労働者負担 (失業等給付・育 児休業給付の 保険料率のみ)	②事業主負担	失業給付・ 育児休業給付	雇用保険 二事業	
一般の事業	5.5/1000	9/1000	5.5/1000	3.5/1000	14.5/1000
令和6年度	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
農林水産・ 清酒製造の 事業	6.5/1000	10/1000	6.5/1000	3.5/1000	16.5/1000
令和6年度	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000	17.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	6.5/1000	4.5/1000	17.5/1000
令和6年度	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000	18.5/1000

労働保険は、労働者が業務上

や通勤途中に災害を被った場

合、あるいは失業した場合に保

険給付を行う制度です。

農林水産の事業の一部を除

き、労働者を1人でも雇用して

いる事業主は、法定期日(6月2

日~7月10日)までに労働保険

の申告・納付手続きを行うこと

となっております。期間内のお手

続きをお願いします。

なお、雇用保険について、令和

7年度(令和7年4月1日~令

和8年3月31日)の保険料率が

変更となっておりますので、左記

の表をご確認ください。

労働保険年度更新の
お知らせ

デイサロン 介護予防教室 6月分



65歳以上の皆さん 介護予防教室に参加してみませんか?

申込資格 おおむね65歳以上で町内に住

6月分申込期間 5月15日(木)~30日(金)

申込方法 電話または窓口で申し込み

申込先 役場1階 福祉課窓口

※内容は変更になる場合があります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

日時 水曜日・金曜日 9時50分~11時20分

場所 地域活性化センター(オイコス)1階



6月スケジュール



6日(金) 音楽サロン

楽器を使い、懐かしい時代の曲を演奏します。



11日(水) ほのぼの体操

遊び感覚で楽しみながらの健康体操!



18日(水) すまいる体操

身体を効果的に使える方法教えます!



20日(金) 陶芸

お皿やお椀、花瓶、オリジナルの作品も!世界に一つだけの作品を作りましょう。



25日(水) ボールエクササイズ

筋力・バランス能力の向上を目的としたボールを使いながらの体操です。

消費生活 110番

5月は消費者月間です。

令和7年度消費者月間では「明日の地球を救うため、消費者にできること」

動画配信などの予期せぬサブスクリプションの請求トラブルに注意!

インターネット広告にあった動画配信



相談事例

サブスクリプション(以下、サブスク)とは、定められた料金を定期的に支払うこと

※相談の際は電話でご連絡ください。

9336・1594

9336・1610

かすや中南部広域消費生活センター

開設日 月曜日~金曜日

相談時間 10時~15時30分

場所 志免町地域安全安心センター2階

お問い合わせ先

消費生活相談のお知らせ

おかしなと思ったら、すぐにかすや中南部広域消費生活センターに相談してください。

サービス無料お試しの申し込みをした。お試し期間終了後、入会したことを忘れていたが1回も利用していない。クレジットカードの明細を確認したら、毎月の支払いが続いていた。すぐにサービスの解約手続きをしたが、利用していない場合も支払わなければならないか。

対処法とアドバイス

1 無料体験や無料お試しなどの広告からサブスクを申し込む際は、慎重に契約条件を確認しましょう。

2 契約の相手先の事業者名、サービス内容などを確認し、特に解約方法をしっかり理解しておくようにしましょう。

3 毎月のクレジットカード明細を確認し、利用していないサブスクの支払いがないかを確認する習慣をつけましょう。